

令和5年度壬生町障がい者優先調達推進方針

令和5年7月1日制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る）
 - イ 生活介護事業所
 - ウ 就労移行支援事業所
 - エ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（いずれの条件も満たす事業所）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
 - イ 在宅支援団体（在宅就業障害者に対する支援の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

- (1) 物品
 - ・食品類（パン、焼き菓子、ジャム、缶詰パン等）
 - ・手芸品（織物、染色品、ヘアピン、ヘアゴム、ペンダント等）
 - ・生活雑貨（カップ、ソーサー、置時計等）
 - ・農産物（花苗、野菜等）
- (2) 役務
 - ・軽作業（シール貼り、袋詰め、包装、部品組立等）
 - ・草刈、清掃作業
 - ・ペットボトル圧縮梱包作業

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和4年度に本町が達成すべき優先調達の目標を以下のとおり定める。

優先調達法の目標額	50万円以上
内訳：物品	8万円以上
役務	42万円以上

7 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から供給可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。
- (3) 町と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理委託業務を含む）を締結している相手方等に対し、障害者就労施設からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により、公表する。

9 その他

- (1) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進める。
- (2) 調達した物品等に対し、発注した部署、受注した障害者就労施設等から十分な意見聴取し、双方の益につながるよう調達業務の改善に努める。